
令和7年度

第3回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

日 時 令和8年2月13日(金)
午後2時～3時30分
会 場 上越市教育プラザ 中会議室

上越市青少年健全育成センター

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告

① 令和7年度 青少年健全育成センター事業・活動報告

ア 事業・活動報告

イ 街頭指導結果報告

ウ 街頭指導アンケートの集計結果

エ 若者育成支援事業報告

② その他

(2) 協議

① 令和8年度 青少年健全育成センター運営方針と事業計画（案）

② その他

4 情報交換（各機関・団体からの情報提供）

5 そ の 他

6 副会長あいさつ

7 閉 会

令和7年度

第3回上越市青少年健全育成センター運営協議会

資 料

1	令和7年度 事業・活動報告	P1~2
2	令和7年度 街頭指導の結果	P3
3	令和7年度 街頭指導アンケートの集計結果	P4
4	令和7年度 若者育成支援事業の状況	P5~6
5	令和8年度 上越市青少年健全育成センター運営方針・事業計画（案）	...	P7
6	令和8年度 上越市青少年健全育成センター月別事業計画（案）	P8
7	上越市青少年健全育成センター条例	P9
8	上越市青少年健全育成センター規則	P9~10

1 令和7年度 事業、活動等報告

月	日(曜)	主な事業等	備考
4	4(金) 5(土) 15(火) 16(水) 18(金) 18(金) 24(木) 25(金) 25(金)	第1回青少年健全育成委員協議会役員会 20歳を祝う集い 『青少年健全育成のあゆみ』発行、「Fit」チラシ配布 第1回地域青少年育成会議役員会 青少年健全育成委員協議会総会 第1回青少年健全育成委員研修会(街頭指導の心得) 直江津更生保護女性会総会 高田地区更生保護女性会総会 第1回地域青少年育成会議事務局担当者会議	青少年健全育成委員協議会 社会教育課 育成センター事業 地域青少年育成会議協議会 青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 直江津更生保護女性会 高田地区更生保護女性会 地域青少年育成会議協議会
5	9(金) 9(金) 16(金) 17(土) 19(月) 23(金) 27(火)	第2回青少年健全育成委員協議会役員会 青色パトロール車指導実施者講習会 第1回「Fit」運営会議 第1回上越市親の会 第1回キャリアスタートウィーク実行委員会 地域青少年育成会議協議会総会 第1回青少年健全育成関係機関連絡会議	青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 育成センター事業 育成センター事業 学校教育課 地域青少年育成会議協議会 育成センター事業
6	2(月) 2(月) 3(火) 6(金) 13(金) 19(木) 20(金) 20(金) 27(金)	育成委員協議会だより6月号発行 「社会を明るくする運動」上越市推進委員会 第1回上越圏域就労担当者会議 第1回育成センター運営協議会 第1回育成会議コーディネーター委員会 「社会を明るくする運動」懸垂幕掲揚 「社会を明るくする運動」総理大臣メッセージ伝達 第1回上越警察署協議会 育成会議関係者研修会	青少年健全育成委員協議会 育成センター・保護司会 障がい者就業・生活支援センター 育成センター事業 地域青少年育成会議協議会 上越地区保護司会 上越地区保護司会 上越警察署 地域青少年育成会議協議会
7	1(火) 1(火) 3(木) 3(木) 4(金) 5(土) 6(日) 12(土) 18(金) 23(水) 28(月) 30(水)	育成センターだより愛育28号発行 上越地区高等学校長・警察連絡協議会会議所属長会議 第1回小・中・特別支援学校・警察連絡協議会 育成会議新任コーディネーター研修会 第1回特別街頭指導(南高田駅周辺) 「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動(直江津) 「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動(高田) 第2回上越市親の会 第3回青少年健全育成委員協議会役員会 第1回上越市自殺予防対策連携会議 地域育成会議関係者研修会 上越地域若者自立支援ネットワーク会議	育成センター事業 高警連 学警連 地域青少年育成会議協議会 育成センター事業 上越地区保護司会 上越地区保護司会 育成センター事業 青少年健全育成委員協議会 健康づくり推進課 地域青少年育成会議協議会 産業政策課
8	1(金) 5(火) 6(水) 16(土) 21(木) 21(木) 26(火)	第2回「Fit」運営会議 保護司候補者検討協議会 育成会議コーディネーター研修会 25歳を祝う集い 第2回地域青少年育成会議役員会 「社会を明るくする運動」懸垂幕片付け 「少年の主張」上越地区大会	育成センター事業 上越地区保護司会 地域青少年育成会議協議会 社会教育課 地域青少年育成会議協議会 上越地区保護司会 地域青少年育成会議協議会

	26(火) 27(水) 27(水) 28(木)	地域育成会議コーディネーター研修会 「いつでもカフェ」：引率参加 第2回上越圏域就労担当者会議 第2回青少年健全育成委員研修会(通信制高校)	地域青少年育成会議協議会 地域包括支援センター 障がい者就業・生活支援センター 育成センター事業
9	1(月) 6(土) 8(月) 9(火) 11(木) 25(木)	第2回地域青少年育成会議事務局担当者会議 第3回上越市親の会 「社会を明るくする運動」作文審査 第2回育成会議コーディネーター委員会 第4回青少年健全育成委員協議会役員会 第2回上越警察署協議会	地域青少年育成会議協議会 育成センター事業 上越地区保護司会 地域青少年育成会議協議会 青少年健全育成委員協議会 上越警察署
10	1(水) 1(水) 2(木) 9(木) 10(金) 21(火) 22(水) 31(金)	育成委員協議会だより10月号発行 有害図書類自動販売機現地確認調査 第2回特別街頭指導(高田駅周辺) 「仕事説明会」：引率参加 第2回育成センター運営協議会 みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議 第3回青少年健全育成委員研修会(海洋高校等の視察) 「若者支援つなぎナビ」改定、配付	青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 育成センター事業 若者サポートステーション 育成センター事業 市民安全課 育成センター事業 育成センター事業
11	6(木) 11(火) 14(金) 15(土)	地域青少年育成会議訪問(谷浜・桑取地区) 第5回青少年健全育成委員協議会役員会 第3回「Fit」運営会議 第4回上越市親の会	地域青少年育成会議協議会 青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 育成センター事業
12	1(月) 2(火) 7(日)	育成センターだより愛育29号発行 第3回上越警察署協議会 地域青少年育成会議実践事例発及び意見交換会	育成センター事業 上越警察署 地域青少年育成会議協議会
1	15(木) 17(土) 20(火) 28(水)	第6回青少年健全育成委員協議会役員会 第5回上越市親の会 第3回育成会議コーディネーター委員会 第2回上越市自殺予防対策連携会議	青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 地域青少年育成会議協議会 健康づくり推進課
2	2(月) 4(水) 6(金) 6(金) 12(木) 13(金) 18(火) 24(火)	育成委員協議会だより2月号発行 第2回青少年健全育成関係機関連絡会議 第4回「Fit」運営会議 第3回地域青少年育成会議役員会 第2回キャリアスタートウィーク実行委員会 第3回育成センター運営協議会 第4回上越警察署協議会 第3回地域青少年育成会議事務局担当者会議	青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 育成センター事業 地域青少年育成会議協議会 学校教育課 育成センター事業 上越警察署 地域青少年育成会議協議会
3	2(月) 5(木) 7(土) 24(火)	育成センターだより愛育30号発行 第7回青少年健全育成委員協議会役員会 第6回上越市親の会 青少年健全育成委員協議会会計監査	育成センター事業 青少年健全育成委員協議会 育成センター事業 青少年健全育成委員協議会

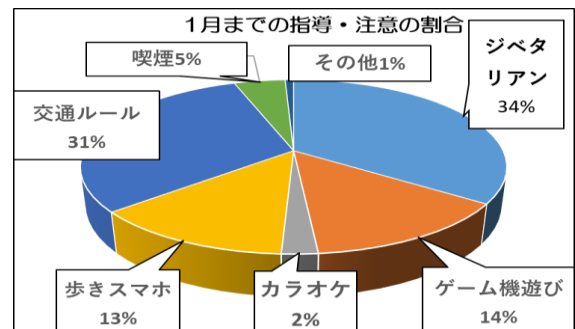
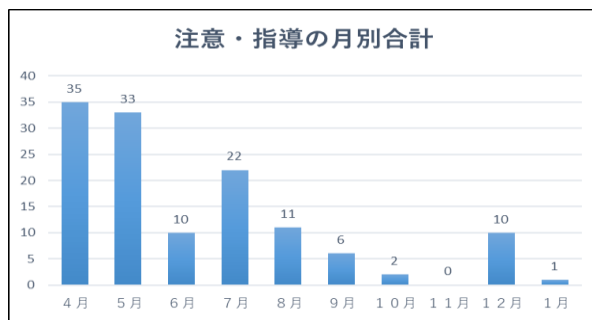
2 令和7年度 街頭指導結果（4月～1月末まで）

(1) 「注意・指導の月別件数」、「挨拶・声かけ件数」、「街頭指導実施回数」と「出勤延べ人数」

	注意・指導した人数					挨拶・声かけした人数	街頭指導実施回数	出勤延べ人数
	幼児	小学生	中学生	高校生	合計			
4月	3 (0)	7 (0)	4 (1)	21 (5)	35 (6)	584 (871)	12 (11)	50 (45)
5月	0 (0)	3 (0)	0 (0)	30 (29)	33 (29)	1097 (632)	13 (12)	49 (47)
6月	0 (5)	5 (10)	0 (1)	5 (28)	10 (44)	790 (1135)	12 (12)	51 (48)
7月	0 (0)	1 (0)	0 (3)	21 (21)	22 (24)	1091 (639)	13 (12)	47 (50)
8月	2 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	11 (5)	335 (184)	13 (12)	39 (49)
9月	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (0)	6 (1)	1437 (846)	13 (12)	46 (44)
10月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (10)	2 (10)	873 (675)	13 (12)	42 (45)
11月	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (5)	0 (8)	866 (781)	13 (12)	38 (46)
12月	0 (0)	1 (0)	0 (0)	9 (0)	10 (0)	834 (859)	13 (12)	43 (46)
1月	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (3)	284 (343)	9 (10)	39 (43)
合計	5 (10)	18 (14)	4 (5)	103 (101)	130 (130)	8191 (6965)	124 (117)	444 (463)

(2) 注意や指導の内容と人数

年 層		幼児	小学生	中学生	高校生	合計
内 容	ジベタリアン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	45 (61)	45 (61)
	ゲーム機遊び	5 (10)	8 (0)	0 (0)	5 (0)	18 (10)
	カラオケ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)
	歩きスマホ	0 (0)	1 (0)	0 (2)	16 (0)	17 (2)
	交通ルール無視	0 (0)	8 (14)	4 (3)	28 (40)	40 (57)
	喫 煙	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	6 (0)
	その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合 計		5 (10)	18 (14)	4 (5)	103 (101)	130 (130)



(3) 1月末までのまとめ

- ・注意・指導の対象となる非行や問題行動は少ない状況が続いているが、高田駅周辺での注意・指導の割合が高く、全体の約8割を占めている。
- ・青パトを月2回から3回に増やした事等により、挨拶、声かけした人数は、昨年度に比べ約1,200人増えている。育成委員の声かけに対する反応が概ね良く、高校生も含め、子どもたちから挨拶する子もいる。また、地域住民から委員への挨拶も増えている。
- ・高田駅前立体駐車場で高校生の喫煙があり、指導・注意をした。少年サポートセンターや市民から若者が集団で喫煙や飲食をするなどして駐車場利用者へ迷惑をかけたたりごみ等を散らかしたりしているとの情報もあり、重点的に見回っている。
- ・自転車でのスマホのながら運転、傘差し運転、二人乗り運転、信号無視、歩道走行や並走などの危険な行為があった。脇道から広い道路に出る際に一時停止しない小学生がいるなど、大きな事故に繋がるような事例もあった。
- ・「ジベタリアン」は迷惑行為になっていることがほとんどない。
- ・「ゲーム機遊び」の注意・指導は、幼児や小学生が親から離れている時に行っている。

3 令和7年度 街頭指導アンケート集計結果

(1) 集計結果

- ・回答数 42/53人 (回答率 79.4%)
- ・雁木通りプラザコース 15/17人、芙蓉荘コース 4/6人、謙信交流館コース 8/10人、直江津学びの交流館コース 6/10人、教育プラザコース 9/10人

	班編成、人数	巡回コース、集合場所	巡回日、時間帯	指導内容 (挨拶、声かけ等)
現状でよい	39人 95.1%	35人 85.4%	34人 85.0%	37人 90.2%
やや問題あり	2人 4.9%	5人 12.2%	6人 15.0%	4人 9.8%
問題あり	0人 0%	1人 2.4%	0人 0%	0人 0%
無答	1人	1人	2人	1人

(2) 次年度への改善点等

①班編成、人数

- ・班編成や人数は概ね現状維持とする。ただし、トイレの巡回もあるので、できるだけ班に2人は女性がいるように、男女比を考慮して編成したい。また、各班にできるだけ役員を配し、活動状況を随時確認できるようにしていく。

②巡回コース、集合場所

- ・今年度から、天気や季節、行事等の状況によって、各班で相談して巡回場所や巡回順を変更して実施している。時間帯も含めて変更可能だということを周知していく。
- ・街頭指導をする際には、他の歩行者の迷惑にならないように、広がって歩かないなど配慮する。また、店舗・施設の来客者の妨げにならないように注意する。
- ・令和8年4月から高田5班の集合場所は、芙蓉荘から「パティオ2F休憩室」に変更する。

③巡回日、時間帯

- ・街頭指導実施曜日を分散したり、下校時刻に対応したりできるように、実施日を3月の役員会で検討する。
- ・12月～2月は、時刻を早めたり巡回時間を短縮したりしたが、生徒の下校時刻には早いのではないかな等の意見があるので、今年度の実情を踏まえ、3月の役員会で検討する。

④指導内容 (挨拶、声かけ、日誌記入)

- ・日誌へ記入する時間を含めて街頭指導の時間と考えていることから、集合場所に戻った際に、各委員が情報を出し合い、共通理解する時間を設けて日誌に記入することを周知する。
- ・中学生、高校生、少年一般等の区別については、おおよそで良い。

⑤研修

- ・視察研修により街頭指導への意欲につながった。今後も市内外の関係機関等の視察研修を実施し、多くの委員が参加できるようにする。

⑥その他

- ・第1回研修会で、同じ方面を巡回する班で情報交換の機会を設定する。また、自転車への青切符導入に係る自転車ルールブックの概要を周知する。
- ・街頭指導コースを下校する小中学校の下校時刻を確認し、街頭指導に生かすようにする。
- ・ゲームセンターで保護者と離れている子どもには、声をかけるようにする。
- ・参加が滞っている委員には、繰り返し参加を促す。

4 令和7年度 若者育成支援事業の状況

(1) 若者支援活動の広報（若者の居場所「Fit」、相談活動、親の会開催等の周知）

- ① リーフレットやチラシの配布，市ホームページや広報「上越」への掲載など
- ② 「若者支援つなぎナビ」の改訂、配布による関係機関との連携
- ③ 小・中・高等学校との連携・・・対象保護者あての文書の配布など

(2) 若者の居場所「Fit」の利用

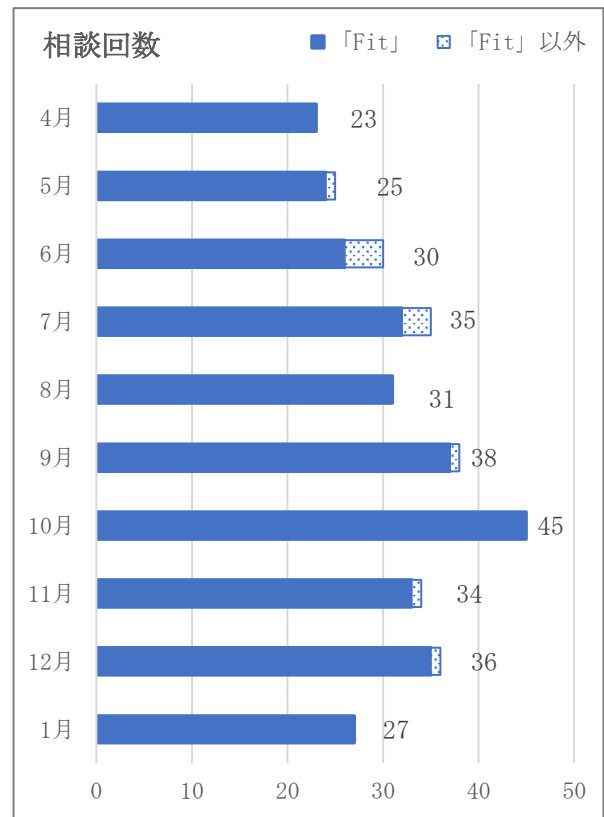
- ① 内 容 相談、学習支援、交流活動 など
- ② 運営体制 指導員2名

(3) 相談活用と「Fit」の利用状況（4月～1月）

① 相談回数

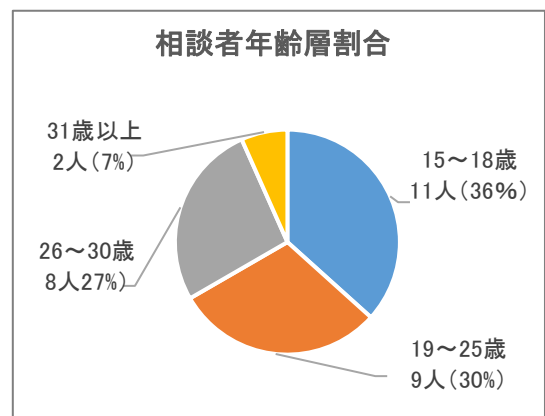
	「Fit」での相談		「Fit」以外での相談	
	回数	人数	回数	人数
4月	23	8	0	0
5月	24	9	1	1
6月	26	10	4	4
7月	32	12	3	3
8月	31	12	0	0
9月	37	12	1	1
10月	45	12	0	0
11月	33	12	1	1
12月	35	12	1	1
1月	27	13	0	0
合計	313回	112人	11回	11人

相談回数 計324回（R6年度 236回）



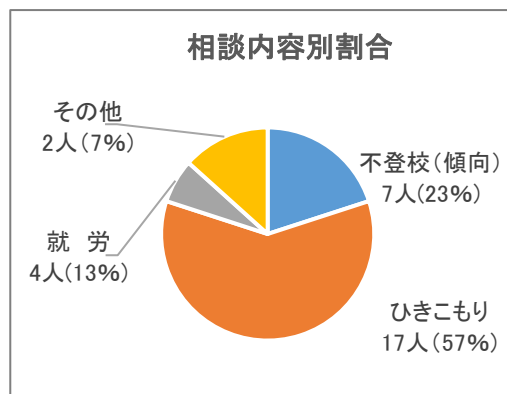
② 相談者年齢層

年齢層	「Fit」での相談			「Fit」以外での相談		
	男	女	合計	男	女	合計
15～18歳	3	6	9	1	1	2
19～25歳	5	3	8	1	0	1
26～30歳	3	4	7	0	1	1
31歳以上	1	0	1	1	0	1
合計	12	13	25	3	2	5



③ 相談内容別

相談内容	「Fit」での相談			「Fit」以外での相談		
	男	女	合計	男	女	合計
不登校(傾向)	2	4	6	1	0	1
ひきこもり	9	7	16	0	1	1
就 労	1	2	3	0	1	1
その他	0	0	0	2	0	2
合 計	12	13	25	3	2	5



④ まとめ

- ・「Fit」利用を含む全相談件数は324回であり昨年同時期と比べ約1.5倍となっている。「Fit」の利用者は25名で、多くは本人の希望で個別対応となっている。問題が解決し「Fit」の利用を中断する利用者がある反面、4月から毎月1名程度新規の「Fit」利用者がある。
- ・毎週水曜日のグループ活動では室内でできるゲームや意見交換を通して徐々に人との関わりに慣れ、自分の気持ちを言葉で表現できるようになってきている。また、他の関係機関の活動やボランティアに参加したりアルバイトを始めたりする若者もあり、他のメンバーへのよい刺激になっている。
- ・相談年齢層では15～18歳が36%、19～25歳が30%となっている。中学校時代に不登校であった生徒が高校入学直後や卒業間際に不登校になり、そのままひきこもっているケースがある。
- ・個々の若者の抱える悩みは多様化し支援の方向が見えにくい。そのため、年4回「Fit」運営会議を開催し、指導者から個々のケースにおける支援についてアドバイスをいただいている。
- ・地域包括支援センターや上越地域若者サポートステーションと連携している利用者、アルバイトをしながら「Fit」を利用して人間関係づくりの練習を重ねている利用者もいる。

(4) 「上越市の親の会」の開催

不登校やひきこもりなど、子どもへの悩みをもつ親同士が語り合い支え合いながら、問題の解決へとつなげようとする活動

① 参加人数 (第1回～5回)

第1回(5月)	第2回(7月)	第3回(9月)	第4回(11月)	第5回(1月)	第6回(3月)	合計
7	5	5	4	3		24

② 親の会を知った方法

親の会チラシ	広報上越	ホームページ	知人の紹介	前回の継続	その他	合計
1	9	5	1	5	3	24

③ 子どもの年齢

小学生	中学生	高校生	16～19歳	20歳以上	合計
5	11	3	2	3	24

④ 参加者の感想

- ・保護者からは、学校に行きたくないと言うわが子とどのように関わったらよいのか、不登校の子どもの過ごし方や進路についての相談が多かった。
- ・会に参加して、気持ちを話して心が軽くなった、悩んでいるのは自分だけではないと感じた、相談できる場が増えたなどの声が寄せられている。

5 令和8年度 上越市青少年健全育成センター運営方針・事業計画（案）

(1) 運営方針

- ① 青少年の健全育成のため、関係機関との情報共有及び連絡・調整を密にする。
- ② 青少年の非行、犯罪及び被害防止のため、声かけを中心に街頭指導活動の充実に努める。
- ③ 複雑かつ低年齢化する少年非行から子どもたちを守るため、環境浄化活動の推進に努める。
- ④ 困難を抱える若者育成支援のため、関係機関と連携して自立支援に向けた取組を推進する。
- ⑤ 青少年の健全育成に対する市民の関心や意識を高めるため、広報活動の充実に努める。
- ⑥ 地域青少年育成会議の活動の支援に努める。

(2) 具体的な実施事項

① 関係機関・団体との連携の強化

- 小・中・高等学校・特別支援学校・警察連絡協議会との連携
- 上越警察署、上越少年サポートセンター、上越少年警察ボランティアとの連携
- 県福祉保健部こども家庭課及び県内各青少年育成センターとの連携
- 青少年健全育成関係機関・団体との連携及び協働活動の推進
- 保護司会と連携した“社会を明るくする運動”上越市推進委員会事業の推進
- 地域青少年育成会議の活動推進のための支援
- 若者育成支援関係機関や団体との情報交換による連携支援の充実

② 街頭指導活動の充実

- 継続的な街頭指導の実施及び青パトを活用した巡回指導の充実
 - ・ 10班、6コースでの重点的街頭指導の実施（各班月1回）
 - ・ 月3回の青パト巡回指導の実施（4～12月・3月）
- PTA街頭指導体験の実施（6・9・10・11月）
- 少年サポートセンター、少年警察ボランティア、高等学校等と連携した特別街頭指導の実施（7月：南高田駅周辺、10月：高田駅周辺）
- 育成委員の資質向上を図る研修の実施（4・8・10月）及び青パト講習（4月）
- 育成委員による『子ども安全パトロール中』ステッカー貼付車両での「ながらパトロール」の推奨

③ 環境浄化活動の実施

- 有害図書類等自動販売機等の現地確認調査の実施と指導、自販機撤去に向けた継続的な取組
- 公共施設等の環境維持への協力の依頼

④ 若者育成支援事業の推進

- 若者の居場所「Fit」及び「若者ほっとライン」、「上越市親の会」の周知拡大（市ホームページの更新、市関連施設へのチラシやリーフレットの配置）
- 「Fit」利用者対応の充実（個に応じた自立支援活動、相談、関係機関と連携した支援、若者支援「つなぎナビ」の活用）
- 「Fit」利用者対応の多様化や個別化への専門家からの助言と情報共有を図る定期的な「Fit」運営会議の開催（5・7・11・2月）
- グループ活動をファシリテートするピアサポーターやカウンセラーと連携した「上越市親の会」の隔月開催（5・7・9・11・1・3月）、学校教育課及び関係機関等との情報連携

⑤ 広報活動の充実

- 「青少年健全育成のあゆみ」の発行（4月）
- 「青少年健全育成センターだより『愛育』」の発行（7・12・3月）
- 「青少年健全育成委員協議会だより」の発行（6・10・2月）
- 「広報上越」及び市ホームページ、報道機関への情報提供（随時）

⑥ 地域青少年育成会議活動推進のための支援

- コーディネーター委員会や担当者会議、育成会議訪問等の活動支援
- 地域青少年育成会議実践事例発表及び意見交換会等の活動支援

6 令和8年度 上越市青少年健全育成センター月別事業計画（案）

月	育成センター事業	事務局関連の主な事業
4	7日(火) 青パト講習会 15日(水) 「青少年健全育成のあゆみ」発行 17日(金) 第1回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回青少年健全育成委員協議会役員会 ・青少年健全育成委員協議会総会 ・第1回地域青少年育成会議役員会 ・第1回地域青少年育成会議事務局担当者会議
5	14日(木) 第1回関係機関連絡会議 15日(金) 第1回「Fit」運営会議 16日(土) 第1回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域青少年育成会議協議会総会
6	2日(火) PTA街頭指導体験開始（～11月） 4日(木) 第1回育成センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより6月号発行 ・「社会を明るくする運動」上越市推進委員会 ・第1回地域育成会議コーディネーター委員会 ・第2回青少年健全育成委員協議会役員会
7	1日(水) 育成センターだより愛育31号発行 2日(水) 第1回特別街頭指導（南高田駅周辺） 11日(土) 第2回上越市親の会 31日(金) 第2回「Fit」運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害・非行防止強調月間」 ・地域育成会議新任コーディネーター研修会 ・「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動
8	28日(金) 第2回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回青少年健全育成委員協議会役員会 ・地域育成会議研修会 ・第2回地域青少年育成会議役員会
9	12日(土) 第3回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」作文コンテスト審査 ・第2回地域青少年育成会議事務局担当者会議 ・第2回地域育成会議コーディネーター委員会
10	1日(木) 有害図書類自動販売機現地確認調査 2日(金) 第2回特別街頭指導（高田駅周辺） 14日(水) 第2回育成センター運営協議会 23日(金) 第3回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより10月号発行 ・第4回青少年健全育成委員協議会役員会
11	13日(金) 第3回「Fit」運営会議 14日(土) 第4回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成県民大会 ・市町村代表者ネットワーク会議兼地域別懇談 ・地域青少年育成会議訪問
12	1日(火) 育成センターだより愛育32号発行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域青少年育成会議実践事例発及び意見交換会 ・地域青少年育成会議訪問
1	16日(土) 第5回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回青少年健全育成委員協議会役員会 ・第3回地域育成会議コーディネーター委員会
2	5日(金) 第4回「Fit」運営会議 12日(金) 第2回関係機関連絡会議 25日(木) 第3回育成センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより2月号発行 ・第3回地域青少年育成会議役員会 ・第3回地域青少年育成会議事務局担当者会議
3	1日(月) 育成センターだより愛育33号発行 6日(土) 第6回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回青少年健全育成委員協議会役員会 ・会計監査（育成委員協議会・育成会議協議会）

※必要に応じて「上越市青少年問題協議会」を開催する。

7 上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前1770番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

8 上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

令和2年1月28日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例（平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員

- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）の運営方針
 - (2) センターの事業計画
 - (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。（青少年健全育成委員）

第6条 センターに青少年健全育成委員（以下「健全育成委員」という。）を置く。

- 2 健全育成委員の定数は、55人以内とする。
- 3 健全育成委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 民生委員・児童委員
 - (2) 更生保護関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係団体の役員
 - (5) その他教育委員会が適任と認める者
- 4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。
- 6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

